

5 年 保 存

機 密 性 1

令和 6 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで
--

基 発 1215 第 1 号
雇 均 発 1215 第 1 号
令和 5 年 12 月 15 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)
厚生労働省雇用環境・均等局長
(公 印 省 略)

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 10 条の 3 に基づく協議会等におけるテーマ等について

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 10 条の 3 に基づく協議会（以下「労働施策推進法に基づく協議会」という。）の開催については、平成 30 年 7 月 6 日付け基発 0706 第 2 号・職発 0706 第 4 号・雇均発 0706 第 2 号・開発 0706 第 1 号・政総発 0706 第 1 号「「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に関する当面の周知等について」に基づき、各都道府県における地方公共団体及び労使団体等の地域の関係者から構成される会議（以下「地方版政労使会議」という。）をそのまま労働施策推進法に基づく協議会に位置付けることを基本とし、地域の実情に応じて例年開催いただいている。

令和 5 年度においては、地発 0330 第 4 号・基発 0330 第 7 号・雇均発 0330 第 2 号「令和 5 年度都道府県労働局雇用環境・均等部（室）における業務の運営について」記第 2 の 5(5)により指示しているところであるが、本年 11 月 15 日に内閣総理大臣と労使団体の代表による「政労使の意見交換」（議事「2024 年春季労使交渉に向けて、労使の皆さんと意見交換を行う」）が行われるとともに、国会においても、賃金引上げの流れを地方や中小企業に波及させることの重要性が指摘され、厚生労働副大臣より「地方版政労使会議の活用について、都道府県や労使団体に働きかけてまいりたい」旨の答弁がなされたところである。また、中小企業の賃上げの環境整備等を盛り込んだ「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和 5 年 11 月 2 日閣議決定）の裏付けとなる令和 5 年度補正予算も 11 月 29 日に成立したところである。

については、次回開催する労働施策推進法に基づく協議会及び地方版政労使会議（以下「協議会等」という。）において、実情に応じて、下記のとおり取り扱われるよう、都道府県や労使団体等を始めとした構成員と協議するようお願いする。

なお、職業安定局及び人材開発統括官とは協議済みであり、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会及び日本労働組合総連合会に、本通達の内容を説明していることを申し添える。

記

1 協議会等の主たるテーマ

(1) 追加テーマ

以下をテーマとしていない場合、主たるテーマに加えること。

ア 「賃金引上げ」に向けた取組

イ 「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりに向けた取組

(2) 都道府県労働局の説明内容

① 上記(1)アについて

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）における柱の1つ「地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する」に挙げられている、中堅・中小企業の賃上げの環境整備、人手不足対応、生産性向上を通じた賃上げ継続の支援や構造的賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進についての施策を中心に説明すること。

② 上記(1)イについて

人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができる環境づくりを後押しするため、当面の対応として「年収の壁・支援強化パッケージ」（令和5年9月27日全世代型社会保障構築本部決定）における取組内容を説明すること。

(3) 構成員からの説明内容

上記(1)の追加テーマに関連した独自の取組を行っている又は今後行う予定がある場合、それらの説明を行ってもらうよう都道府県を始めとした構成員に働きかけること。

(4) その他

物価上昇を乗り越え、持続的な構造的賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要であり、その取引環境の整備の一環として、内閣官房及び公正取引委員会において、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日公表）が策定されたところであり、当該指針について、協議会等において周知を行うこと。

2 開催時期

令和6年1月、2月を中心とすること。

3 開催形式

原則、対面とすること。

4 用いる資料等

上記1の追加テーマに関する都道府県労働局（以下「局」という。）の提出資料は、少なくとも本省より別途提供するものを用いること。

5 地方経済産業局及び局内の連携

地方経済産業局から施策の紹介をしてもらうなど、連携を図ること。

また、協議会等の開催に係る局の窓口は雇用環境・均等部（室）が中心となるが、上記1の追加テーマに関しては、総務部、労働基準部、職業安定部及び需給調整事業部とも十分連携の上で対応すること。